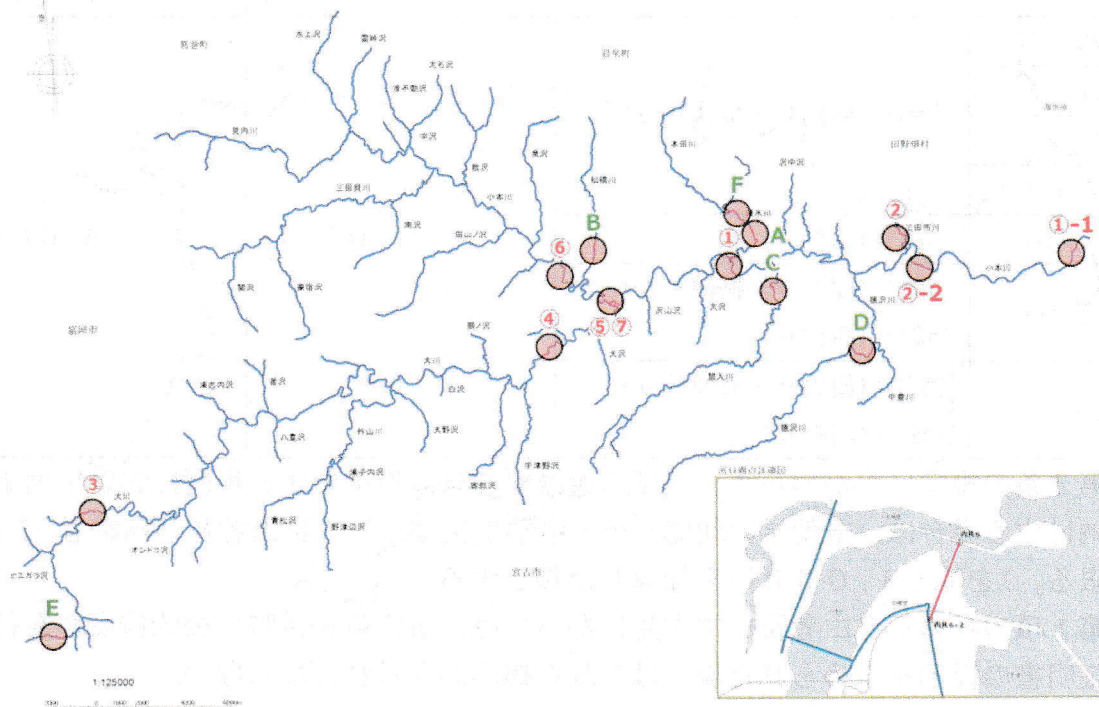


第五種共同漁業権

内共第5号

平成25年9月1日免許



遊漁規則の禁漁区域（小本河川漁業協同組合）

①-1	小本川小本橋上流端から下流40mまで及び同橋上流端から上流20mまでの区域	7月1日から 11月30日まで	あゆ
②-2	岩泉町袈野字袈野えん堤下流端から下流20mまでおよび同えん堤下流端から上流100mまでの区域	1月1日から 12月31日まで	全魚種

遊漁規則の禁漁区域（小本川漁業協同組合）

①	東北電力岩泉発電所放水口から下流50mまでの区域	4月20日～5月20日
②	三田市川と小本川との合流点から乙茂地内の三田市砂防えん堤までの区域	1月1日～12月31日
③	大川岩洞発電所堰取水えん堤上流端から下流50mまでの区域	
④	大川浅内発電所猿走取水えん堤上流端から下流50mまでの区域	
⑤	大川岩泉発電所落合取水えん堤上流端から下流50mまでの区域	
⑥	小本川浅内発電所下山取水えん堤上流端から下流70mまでの区域	
⑦	小本川岩泉発電所落合取水えん堤上流端から下流50mまでの区域	

自然環境・繁殖保護による制限・・・小本川漁業協同組合

A	東北電力岩泉第二発電所取水えん堤から下流120mの区画	3月1日～9月30日	全魚種
B	松橋川と小本川合流点から上流の松橋川全域		
C	高橋から上流、白土橋までの間約800m		
D	中倉口橋から上流、岩瀬張橋までの間約1.0km	1月1日～12月31日	全魚種
E	ノロメキ沢と大川の合流点から上流のノロメキ沢全域		

長期間の特設釣場・・・小本川漁業協同組合

下記区域期間に組合が濃密放流して開設する特設釣場において遊漁しようとする者は、下記遊漁料を組合が指定する場所において納付しなければならない。

F	下閉伊郡岩泉町岩泉清水川龍泉洞橋下流端上流47mから東北電力株式会社岩泉第二発電所取水えん堤までの間の1,037mの区域	4月1日から9月30日までの期間のうち、毎年組合が別に定めて公示した期間 遊漁料(日券)：一般(2,000円)、小学生、中学生、身体不自由者、75歳以上の者(各1,000円)
---	--	--